

令和 6 年度予算編成方針

1. 本市の財政状況と今後の見通し

令和 4 年度の決算状況は、財政健全化法に基づく健全化判断比率においては良好な状況を維持するとともに、市債残高は新市建設計画における財政計画の範囲内で抑えつつ、財政調整基金をはじめとした基金への適切な積み立てにより基金残高も増加となった。

しかし、歳入面では、生産年齢人口の減少に伴い、今後は市税の減少傾向が見込まれる。また、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は 0.731 と令和 3 年度より 0.016 ポイント低下し、地方交付税等への依存度が増している状況となっている。

歳出面では、医療や福祉などに係る扶助費が増加傾向にあり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 87.9% と令和 3 年度より 5.4 ポイント上昇し、財政の硬直化が懸念される。また、今般の物価高騰等への対応については、長期的な財政への影響が想定される。

加えて、今後は老朽化した施設に係る維持管理経費が高まることが見込まれ、公共施設の適正配置の推進が一層求められている。

このような状況を踏まえた上で、自主財源の確保に向けた積極的な取組と、業務の効率化による徹底した歳出削減を進め、引き続き持続可能な財政運営を図る必要がある。

2. 基本方針

令和 6 年度は、令和 5 年度よりスタートした第 2 次深谷市総合計画後期基本計画に基づく各施策の推進を更に加速させるための予算を編成することとする。

各所属は、所管する前期基本計画を総括・検証するとともに、令和 5 年度上半期の取組状況を踏まえ、更なる効率的・効果的な事業展開を図ること。

(1) 総合計画の更なる推進

令和 6 年度は、第 2 次深谷市総合計画後期基本計画の基本方針「誰一人取り残さない みんながうれしい ふかや」の実現に向け、力強い歩みを更に進めていく。

主要プロジェクトについては、先導的かつ重点的に推進すべき取組として作業部会及び総合計画推進ヒアリングにおける方向性を踏まえ資源配分する。主要プロジェクト所管課については、計画に位置付けられた趣旨を踏まえ、費用対効果の高い事業を展開すること。個別施策については、取組方針に基づき、まちづくり指標の達成に向け実効性のある予算を編成すること。

なお、総合計画の推進にあたっては、各所属で策定した個別計画の進捗を図りながら、庁内各課はもとより、外部の関係機関とも連携し、事業効果の最大化を図ること。

（２）行政評価に基づく効率的・効果的な資源配分

限られた資源で、持続的な行財政運営を図るため、引き続き行政評価と予算編成の連動を強化し、行政評価結果を踏まえた最適な資源配分を図ることとする。各所属においては、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向け、総合計画推進ヒアリングにおいて確認した各施策・事務事業の方向性を適切に予算に反映すること。また、デジタル化やペーパーレス化による更なる業務の効率化を図り、市民サービスの向上と経常的経費の縮減を図ること。

新規事業については、費用対効果を徹底検証した上で、後年度負担を的確に見込むこと。既存事業については、市民ニーズや社会経済状況を捉え、事業統合や廃止も含め、積極的な見直しを図ること。

上記を踏まえ、各所属における事業全体の優先順位付けを明確化した上で予算を編成すること。

（３）予算規模の適正化

コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進む中、本市の歳出構造についても平時に戻していく必要がある。令和２年度から、新型コロナウイルス感染症への対応として生活者支援、事業者支援及び感染症対策として幅広く活用を図ってきた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の財源についても、今後の動向が不透明なことから、コロナ関連経費においても感染症の状況を見極め、必要な見直しを進めること。

また、今般の物価高騰に係る必要な経費については、これまでの実績等を踏まえ、明確な根拠をもって予算編成を行うこと。特に、令和５年度予算において増額措置した電気料等の経費については、現状を踏まえた適正額を見込むこと。

なお、各部に通知した令和６年度当初予算本要求上限額は、中長期的な今後の財政需要を捉え、歳入と歳出を均衡させた財政の見通しに基づき設定している。各所属は上限額を遵守し、効率的・効果的な予算を編成すること。

（４）公共施設適正配置の推進

今後、中長期的に施設の老朽化に伴う財政需要が見込まれることから、公共施設等総合管理計画・公共施設適正配置計画に基づき、適正配置を着実に進めていく必要がある。各所属においては、計画の方向性を踏まえ、施設の集約化・複合化・民営化等あらゆる手法を総合的に検討し、適正量への移行を進めること。

また、施設修繕に際しては、施設の管理計画等に基づき、維持管理に係る適切な予算を編成すること。編成に際しては、施設の老朽度や利用率等を踏まえ、中長期的な視点から施設の在り方を検討した上で、各部の優先順位付けを行うこと。

3. 具体的事項

(1) 通年予算

現行制度に基づき、年間を通じた予算を編成すること。なお、年度途中における補正は、国の制度改正や緊急止むを得ない事由及び継続安定的な歳入を新たに確保するための必要最少額の経費を対象とする。

(2) 編成方法

各所属においては、各施策の「まちづくり指標」の目標達成に向け、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう事業内容を検討すること。

なお、予算計上にあたっては、適正額を適正科目に計上することを徹底されたい。

(3) 適切な債権管理

市政運営における確実な財源確保と負担の公平性を担保する観点から、収入未済額の縮減を図るとともに、適切な債権管理に努めること。

なお、各所属間の連携を密にとり、税・料等の名称を問わず、不納欠損の縮減を図ること。

(4) 国・県補助制度への対応

国及び県の補助制度について、所管業務のみならず、広く情報の収集に努め、市として可能な限り特定財源の確保に努めること。

なお、補助事業であることを理由に事業採択を行うのではなく、事業本来の必要性により実施を判断されたい。

(5) 実態に即した予算編成、見積内容

前年度の決算額や現年度の執行状況を考慮の上、漫然と繰越明許や不用額が生じることのないよう、適正額を計上すること。積算根拠等の妥当性については、事業者からの見積もりに準拠するのではなく、十分な精査を行うこと。

また、工事等については、債務負担行為等を活用し、早期発注及び発注・施工時期等の平準化を図るなど、計画的に事業を遂行する手法を検討すること。

4. 一般会計に関する事項

(1) 歳入に関すること

① 市税は、経済情勢の推移、税制改正、その他制度動向等を勘案し、的確に算定するとともに、課税客体の把握には、関係機関と連携し、厳正に対処すること。特に、収納率向上は、市財政の根幹にかかわる重要課題であるため、全庁的に最大限の努力をもって取り組むこと。

② 自主財源の確保に向け、ふるさと納税をはじめとした本市の特色を活かした取組の更なる推進を図ること。

③ 使用料・手数料については、「使用料・手数料の適正化に関する指針」に基づき、市内外利用者に対して説明責任が果たせるよう、算出根拠について整理すること。

④ 国県支出金は、補助基本額、補助率、補助単価、事業内容、事業効果等を十分検討のうえ交付基準及び交付実績に基づき積算すること。

(2) 歳出に関すること

① 人件費は、近年の人勧動向を踏まえるとともに、各部課の業務量把握により的確に見込むこと。職員給においては、事務事業の一層の効率化を念頭に入れ、必要最少額を見込むこと。

② 人員配置を要する業務の委託料については、繁忙期や閑散期の業務量を適切に見込んで計上するとともに、執行段階においても人員に余剰が生じないよう業務管理を徹底すること。

③ 扶助費については、客観的なデータに基づく需要を適切に把握し、事業効果を検証の上、住民ニーズや社会情勢に適応した事業への見直しや再構築を図り、適正額を計上すること。

④ 補助金は、「深谷市補助金等見直し方針」に基づき、毎年度、内容、必要性及び期間等について精査し、見直しを図ること。補助制度は永続的なものでないことを認識し、事業効果を適切に把握し、最少の経費で最大の効果が得られるよう活用を図ること。協議会等への負担金は、法令で加入が義務付けられているもの以外は内容を再度確認し、必要最少額とすること。

⑤ 新たな会計年度任用職員の任用については、業務内容を十分検討の上、必要額を計上すること。また、任用を継続する際は、業務の内容や量を精査し、漫然と継続することのないよう留意すること。

⑥ リース・レンタルの使用料、保守点検・施設維持管理委託料等については、内容を精査し経費縮減に努めること。特に、保守点検については定期点検に替えて、スポット点検の活用も視野に、費用対効果を検証し見直しを図ること。

⑦ 食糧費については、自己負担の観点から会議等における弁当等の公費支出は原則として行わないこと。また、宿泊費について、視察研修等においては、目的地や行程を精査し、極力宿泊を伴わないよう工夫するなど経費の節減に努めること。

⑧ 各種啓発に係るチラシ等の印刷物については、その費用対効果を十分に検討すること。また、自治会を通じて毎戸配布している現状を鑑み、真に止むを得ないものを除き、「広報ふかや」への記事掲載や ICT を活用した効果的な情報発信を検討し、経費を節減すること。

⑨ 新規事業の追加に際しては、市が策定している各種計画の趣旨や近隣市町村の状況、費用対効果を検証するとともに、企画課の事前評価を受けること。

⑩ パソコン等の電算関連機器やシステムの導入等については、ICT推進室と事前に協議すること。なお、システムの新規導入にあたっては、ICT推進室のシステム評価を受けること。

⑪ 公用車については引き続き保有台数の適正化を図る必要がある。稼働率の低い公用車については廃車を検討するとともに、公用車の買い替えや新規購入に係る費用は、真に必要な場合を除き、見込まないこと。

なお、公用車の更新にあたっては、費用対効果の観点から有効な調達方法を研究すること。

5. 特別会計に関する事項

一般会計の予算編成方針に準じて計上するよう十分研究し編成すること。

また、保険料・使用料など受益と負担の適正化を念頭に財源を確保するとともに、事業収入の確保や長期的な収支バランスの見通しによる採算性を十分見極め、基準内と基準外を明確にし、基準外の一般会計繰出金を縮減できるよう経営改善を図ること。

(1) 国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

国・県の制度や医療費の動向を十分見極め的確に見込むこと。国・県補助金、保険料、療養給付費等を的確に把握し、一般会計繰出金に極力依存しないこと。また、決算において過大な繰越金が生じないよう的確に見込むこと。

なお、国民健康保険特別会計については、決算実績や保険制度の動向を踏まえ、税負担の在り方を絶えず検証し、適正化に努めること。

(2) 各土地地区画整理事業特別会計

国・県補助金等を的確に把握し、一般会計繰出金に極力依存することなく、事業の進捗に留意のうえ的確に見込むこと。

(3) 公営企業会計

公営企業会計の原則に基づき、一般会計繰出金に極力依存することなく、これまで以上に効率的な経営と経営改善に努めること。